

議員全員協議会会議録

(令和4年10月11日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和4年10月11日(火)
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
(総務課)			
課長	立花慶司	課長補佐	大間知伸一
(企画財政課)			
課長	清水雅人	課長補佐	山口秀一
(保健福祉課)			
課長	幸田栄子	課長補佐	本多拓哉
(商工観光課)			
課長	兵頭重徳	課長補佐	脇田弘樹
課長補佐	蓮田修平		
(農林課)			
課長	吉村克己	課長補佐	田村智之
(水産課)			
課長	長田岩喜		

(町民課)

課長

中 田 章

課長補佐

久 保 可 苗

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）について
- 2 地域経済活性化 2023新春プレミアム商品券事業について（愛媛県・愛南町連携事業）
- 3 燃油価格高騰対策交通・運輸事業者給付金事業について
- 4 肥料高騰対策支援事業について
- 5 畜産配合飼料価格高騰対策支援事業について
- 6 漁業用燃油及び養殖用配合飼料高騰対策について
- 7 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況について
- 8 マイナンバーカードの申請受付状況等について

【議会協議】

- 1 議会報告会について
- 2 その他

開 会 13時30分

閉 会 15時15分

○佐々木副議長 皆さんこんにちは。ただいまより、令和4年度第13回の議員全員協議会を開催いたします。

初めに、議長挨拶、お願いします。

○原田議長 皆さんこんにちは。今日第13回の議員全員協議会を御案内いたしましたところ出席をいただき、誠にありがとうございます。

今日の全協は、執行部より報告が8件ほどございます。内容といいますのは、このところあらゆる物資の価格の高騰が続いております。その価格の高騰対策を中心に執行部から報告がございまして、どうぞよろしくお願いたします。

なお、この全協終了後に議員の皆さんにはハラスメントの研修がありますので、最後までどうぞよろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

○佐々木副議長 ありがとうございます。

続きまして、町長挨拶、お願いします。

○清水町長 皆さんこんにちは。令和4年第13回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、原田議長には招集をいただき、何かと御多忙の中、議員の皆様におかれましては御出席をいただき、本当にありがとうございます。

先月の台風14号は、幸いにも町内では大きな被害がなく、倒木の取り除きや漂着ごみの撤去費用、並びに一部施設の修繕につきましては緊急を要することから、既に予備費での執行をさせていただいております。また、新型コロナウイルス感染症については、感染者数は減少傾向にあり、行動制限が緩和されている状況にありますが、物価高は拡大しており、多方面に影響を及ぼしております。

このことから、国においては新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の増額・強化が図られ、電力・ガス・食料品等、価格高騰重点支援地方交付税が創設をされました。つきましては、町といたしましても迅速な対応が必要であることを認識し、支給交付金による支援の効果が事業者及び生活者等に直接的に及ぶ事業を立案いたしましたので、担当課より事業内容を説明をさせていただきます。

さらに、緊急性があることから早速補正予算を編成し、できましたら10月17日月曜日に臨時議会を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします、開会の挨拶とさせていただきます。

○原田議長 それでは、執行部の報告に移ります。

まず最初に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について報告を求めます。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）について報告します。

この事業は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、臨時的な給付措置として1世帯5万円を給付するものです。事業費については全額国庫負担です。申請期限は令和5年1月31日となっております。

支給対象についてです。支給対象につきましては、基準日、令和4年9月30日時点において愛南町に住所があり、令和4年度住民税が非課税である世帯が対象となります。また、予期せず令和4年1月から令和4年12月の家計が急変した住民税非課税世帯相当の世帯も対象となります。

次に給付額です。給付額は1世帯当たり一律5万円です。給付方法につきましては、基本的な取扱いは、前回の10万円の非課税世帯給付金と同様に確認書の往復によることとされていますが、今回の支給要件を確認できる世帯については、市町村の判断により確認書の返送を求めない形のプッシュ型での給付も可能となっておりますので、可能な範囲でプッシュ型での給

付を進めていきたいと考えております。家計急変世帯につきましては、前回の非課税世帯給付金と同様に申請が必要となります。

予算についてです。予算額は令和4年度住民税非課税世帯4,250世帯、家計急変世帯50世帯、全体で4,300世帯を想定し、給付金は2億1,500万円、事務費については317万5,000円を見込んでおり、事業総額として2億1,817万5,000円を計上します。

最後に今後のスケジュールについてですが、申請不要の対象者については、対象者の精査を速やかに行い、11月中の通知を予定しております。また申請が必要な家計急変世帯等については、広報等において周知を行い、申請月の翌月に給付をする予定としております。

以上で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）についての報告を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 2件教えてください。

プッシュ型での給付ということなんですけれども、これは通知をして、振込はもう口座が分かっている、もう自動的に行政のほうから振込をされるんでしょうか。

それから2点目は、予期せず家計が急変した世帯ということなんですけれども、この予期せずの定義についてお願いします。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 お答えします。まず1点目のプッシュ型についてです。この非課税世帯への給付金については、令和3年度、令和4年度と給付をしております。まずは令和4年度の給付金を給付をしたもののうち、基準日が令和4年6月1日でしたので、6月2日以降にその世帯の移動がないかとかをチェックをしまして、その確認がとれた方については申請はなく、この口座でいいかという確認書だけを送付してプッシュをするという形で進めていきたいと考えております。状況によっては確認書の送付を、口座番号の変更でありますとか必要な方はいますけれども、こちらのほうで確認できる範囲において、できるだけ御本人さんの負担なく給付をする形で進めていきたいと考えております。

2点目の予期せずというところなんですけど、前回の令和3年度、4年度の非課税世帯については、コロナの影響を受けてという言葉がついておりましたけれども、今回はコロナの影響関係なく、仕事による収入が昨年度に比べて極端に減ったとかっていうところで、1か月分の収入が見る中で非課税世帯に相当すると判定された場合において給付の対象となりますので、その辺についても広報等で周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

石川議員。

○石川議員 今のプッシュ型なんですけど、プッシュ型の支給なんですけど、これマイナンバーカードにひもつけされてる家庭で、非課税世帯と呼ばれる方も同時に見られると思うんですが、一応そういう形でマイナンバーカードにひもつけされた口座番号への振込ということも考えておられるんでしょうか。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 マイナンバーとのひもつけについてですが、一応国のこの進め方としては、基本的には確認書を送付して、また確認書を送ってもらって給付を行いなさいという形にはなっております。マイナンバーカードを使っての給付といった形は、まだ国の形としては示されておられません。ほかの交付金については、一応本日、令和4年10月1日から12月が試行期

間となり、本稼働が令和5年1月以降というふうな予定で進んでいるというような状況は入ってきております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、1番の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)についてを終わります。

続いて、2番の地域経済活性化2023新春プレミアム商品券事業について、愛媛県・愛南町連携事業についての報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。商工観光課から2つの案件を報告させていただきます。

最初に、資料番号2番、地域経済活性化2023新春プレミアム商品券発行事業について説明をさせていただきます。

1の趣旨です。低迷する地元消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、国が支援する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の対象者を除く課税世帯に対して実施をします。財源は、令和4年度愛媛消費活性化支援事業費補助金を活用して、愛南町の店舗で使用できる地域経済活性化2023新春プレミアム商品券を配布します。

2の対象者です。令和4年9月30日において愛南町に住所を有し、国が支援する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者を除く課税世帯です。先ほど保健福祉課から説明のありました、非課税世帯1世帯当たり一律5万円の支給を受けてない世帯が対象です。

3の事業内容です。対象世帯に商品券500円掛ける40枚、2万円を郵便で配付し地域経済の活性化を図ります。

4の実施スケジュールです。(1)商品券配布は、令和5年1月1日、日曜日から同年1月31日火曜日までです。(2)商品券の使用期間は、同年1月15日、日曜日から同年2月15日水曜日までの1か月間です。1か月間で2万円を使うタイトな使用期間となります。これは、現在先行で実施しておりますプレミアム商品券の利用期間が12月末までとなっており、町民並びに取扱店舗との混乱を防ぐため、どうしてもこの期間を設定をさせていただきました。

5の商品券の内容です。(1)名称は、地域経済活性化2023新春プレミアム商品券です。(2)発行予定冊数は6,300冊。(3)発行総数は1億2,600万円です。(4)1冊当たりの構成は額面総額2万円。内訳として、500件40枚で全店舗共通券が28枚、小型店舗用地域券が12枚です。

6の10月補正予算の予算額です。内訳は、業務委託料に1億2,880万円、郵便料に824万2,000円です。

最後に、折からの物価高騰は町民に大きな影響を与えております。今回、町民均等割非課税世帯については国からの支援がありますが、当該以外の世帯にも同様に物価高騰の影響を受けると考えまして、今回のプレミアム商品券発行事業を立案しました。先ほど説明しましたとおり、現在先行して実施しておりますプレミアム商品券の発行事業のあとに国や愛媛県の予算措置もあり、利用期間が年明け1か月になってしまいます。町民の皆さんや取扱店舗には混乱を招かないように、これから広報・回覧・ホームページ等で徹底して周知をしていきます。

以上が、地域経済活性化2023新春プレミアム商品券の発行事業についてです。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

ここで質疑を受けます。質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 先ほどの保健福祉課のほうは4,300世帯やったんですけど、これ対象が6,300冊ということは6,300世帯ということで、差が2,000あるんですがこれは。

- 原田議長 これ課税世帯やろ。
- 石川議員 非課税世帯でしょうこれも。
- 原田議長 非課税世帯以外の。
- 石川議員 以外の。
- 原田議長 分かりましたか。
- 石川議員 ここに書いてるのは、令和4年度分の町民税均等割非課税世帯等を除くと書いてますね。すいません、間違いました。
- 原田議長 ほかにございませんか。
金繁議員。
- 金繁議員 世帯数6,300ということなんですけど、こんなにいましたかね、いるんですかね。世帯数9,000ぐらいかと思ったんですけど全体で、これだけいることになってますか。
- 原田議長 兵頭商工観光課長。
- 兵頭商工観光課長 世帯数は1万世帯程度なんですけど、先ほどの分とちょっとダブる部分がありまして、というのはですね、今年の1月1日の翌日以降に転入世帯と未申告の世帯が230世帯ほどまだありまして、それで、今、調査を行っておりますので、その部分が今まではっきりしておりませんので、その部分が若干数値がダブる部分です。
以上です。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 郵送ということなんですけど、もうこれは普通郵便でどんどん送られるということですか。
- 原田議長 兵頭商工観光課長。
- 兵頭商工観光課長 ゆうパックで、前のマイナンバーと同じようなプレミアム商品券とお送りしたやつと同タイプを考えております。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 その郵送の役務費が、委託料はプレミアム商品券の場合ですね、役務費が郵便料ということなんですけど、これは商工課のほうから直接されるんですか、それともどこか商工会とかに委託されてする予定ですか。
- 原田議長 兵頭商工観光課長。
- 兵頭商工観光課長 送る分については、うちどもで事務処理をして送ります。
- 原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 原田議長 ないようですので、2番の地域経済活性化2023新春プレミアム商品券事業についてを終わります。
続いて、3番、燃油価格高騰対策交通・運輸事業者給付金事業について報告を求めます。
兵頭商工観光課長。
- 兵頭商工観光課長 続きまして資料番号3番です。燃油価格高騰対策交通・運輸事業者給付金事業について説明をさせていただきます。

1の趣旨です。運送業・タクシー等の交通運輸事業者は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、昨今の燃油価格の高騰により経営環境の悪化に直面をしています。そこで交通・運輸事業者の緊急的な経営支援のため、独自の新たな給付金施策として、燃油価格高騰対策交通・運輸事業者給付金事業を実施します。

2の対象事業種です。下記の4業種が対象です。人か物を運ぶ業として国に登録された車両を有している業種となります。

3の主な要件です。要件は下記の4件です。(1) 町内で上記2の対象事業を行っていること。(2) 令和4年4月1日時点で、町内の事業所または住所があること。(3) 8月31日時

点で対象の車両を保有し、現に使用していること。(4)申請日以後3か月以上事業を継続することの4点が要件となります。

4の給付金の算定方法です。下記のとおり、事業者当たり基本給付額15万円に、各法に基づく登録台数に自動車の種別に応じた加算単価を乗じた加算金を加えまして算定をします。

5の10月補正予算額です。総額1,200万円を計上しました。積算根拠は、運輸局に問合せをしまして、現在町内で登録されている事業者及び自動車の登録台数から積算をしております。

最後に、今回の給付金立案につきましては、地元の宇和島地区トラック協会から、昨今の燃油価格高騰により危機に接しており支援をお願いしたいとの要望もあり、南予地域では大洲市・西予市・松野市・松野町・鬼北町でも支援策を打ち出しております。

以上が、燃油価格高騰対策交通・運輸事業者給付事業についての報告です。以上です。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。

質疑を受けます、質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これはいつ頃実施の予定ですか、これ10月に出されましたね。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 予算成立しました11月から、できるだけ早く取りかかりたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、3番の燃油価格高騰対策交通・運輸事業者給付金事業についてを終わります。

続いて、4番の肥料高騰対策支援事業について報告を求めます。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 農林課より、肥料高騰対策支援事業につきまして御説明いたします。資料4を御覧ください。

1の目的は、コロナ禍における燃料や物価高騰の影響により全国的に肥料価格が過去最高水準となる中、農業経営は非常に厳しい状況におかれています。国7割、県1割、町2割とする肥料価格高騰対策事業で農業者への支援を行うことにより、長期化するコロナ禍のため疲弊している農業者の肥料購入にかかる負担を軽減し、経営の安定化と離農リスクの低減を図る目的としております。

2の対象者は、町内に住所を有する約300戸の販売農家を想定しております。

3の事業内容は、現在国が示しております肥料価格高騰対策として、堆肥の利用等による化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対しまして、令和4年6月から令和5年5月までに注文する肥料価格の前年からの上昇分の7割を支援する事業に合わせまして、町からも新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源に、2割の追加支援を行う事業であります。

4の予算要求額は、773万5,000円を上程予定としております。

5の予算積算根拠は、表にあります現在JAえひめ南が積算しております10アール当たりの高騰額の合計3,867万860円の2割を本事業の額としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます、質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 今、説明あったように、もう一回確認ですが、国7割、県1割、町2割で高騰分の全

体10割を補償するということですか、という理解でよろしいですか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 基本的には肥料の価格上昇分の係数があるんですが、それについては国が定めるとなっております。その分につきまして、必ずしも100%にならないと思いますが、一応そういうところを目安に、10割の補助という形で表現をさせていただいております。
以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 これ、この支給の方法というか、農協に対してするのか、それとも個別の農家に対して振込するのか、どういう形にするのか実施方法ですね、時期も含めて御説明いただいたらと思います。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 説明いたします。まず申請者なんですが、取組実施者として5人以上の農業者の組織する団体となっております。この中にはJA、また肥料の販売店等が含まれております。その取組実施者が、今度愛媛県の申請先は愛媛県農業再生協議会へ申請をいたします。そういう形になっておりますので、今度農業者へ支給についてはその取組実施者のほうから支給をすると、個人支給をするという形になると考えております。

また申請時期につきましては、秋肥が令和4年11月25日が締切り、春肥が予定としまして令和5年1月20日が締切りと国のほうは今なっております。これに準じまして、町のほうも同時期を考えております。

以上です。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 支援事業の対象となるのが、化学肥料2割低減の取組を行う農業者となっておりますけれども、これについてはその情報をしっかり対象はつかんでおるのでしょうか。

それと注文については、注文先はJAまた民間の店舗なども対象になるのか、お伺いいたします。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 化学肥料の低減につきましては、現在町内地区回覧として町のほうが、今、配布しております。その中に土壌診断、生育診断、堆肥の利用等多くの項目を上げておりますので、その中から2つ以上選んでいただいて、それで申請を行うという形になっております。

また注文につきましては、またJA、肥料販売店等に予約注文するという、春肥につきましては予約注文をしたものを添付していただくという形になっております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

石川議員。

○石川議員 ちょっと私分かりにくかったんで、ちょっともう一回質問させてもらうんですが、まず申請者は、JAとか5人以上の団体が町のほうに申請するという形ですか。それとも個人が町のほうに申請するんですかね。それかJAのほうに申請するのか、何か申請の方法と支給の方法がちょっと不明確なんで、そのあたりちょっとはっきりと教えていただいたらと思うんですが。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 すいません、改めて説明をさせていただきます。先ほど私の申したのは国の方針でして、今回すいません、町に対して町が2割をする場合につきましては、その取組実施者から同じように町のほうに申請をしていただきます。

(発言する者あり)

○吉村農林課長 農業者からそういう5戸以上の農業者ですね、同じになりますんで、結局国に申

請をした団体で、同じようにその申請の内示等を合わせて提出をしていただいで、うちのほうが確認をさせてもらって、それで町のほうの2割につきましては町のほうの申請という形と考えております。

以上です。

○原田議長 いいですか。よろしいですか。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 申請方法がですね、国と県を合わせて愛媛県の農業再生協議会へ、また町の2割につきましては町のほうに申請という形で、2割につきましては交付金によって町のほうがお支払いをすると、2つの形になると思います。でも申請内容につきましてはほとんど同じですので。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 これ臨時会で多分説明されるのかどうかよく分かりませんが、もうちょっと農業者に分かりやすく説明していただいたら、簡単に皆さんも御理解いただけるんじゃないかなと思うんです。これちょっと私もあんまり頭がよくないほうなんで、あまり理解しがたい部分があるんですけど、その申請とそのもらうほうですね、補助を受ける形。

○原田議長 これ石川議員、私は聞いている範囲はですね、JAで購入した肥料についてはJAが代理で申請をしてくれるということらしですこれは。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 先ほど議長のほうで言ってもらいましたような形が取組実施者なんですけど、内容につきましては再度準備はさせていただこうとは思っています。一応ですね、今月の地区回覧においてはお知らせとして回覧板で回しております。

また問合せのほうは農林課とはなっとるんですが、実際には農業者のほうからは、まだ問合せはあまりきてないという状況ではあります。実際農業者の方のほうで、JAとかまた肥料販売店愛南町にもあるのですが、そういうところが実質いろいろと動きを見せているという形はお聞きはしております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 説明していただいたんですが、やはりにわかには理解しがたいですし、町民の皆さんに聞かれることもあるので、分かりやすく説明することもなかなか難しいので、今お話になったこの手続について、フローを資料として議員にも共有していただけないでしょうかというのが1点。

それからもう1点は、この対象者なんですけれども、販売農家ということで約300戸ということなんですけど、これ作付面積などとは関係なくということでしょうか。300戸の販売農家という意味も厳密に、そのJAに農作物を卸している人なのか、それとも例えば直販所、新鮮市のところに卸している人も販売農家になるのかの定義を教えてください。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 フローにつきましては、この回覧につきまして、愛媛県のホームページ等で御確認をとはいっております。また後ほど、そのフローを再度議会事務局の方に提出はさせていただこうと思っています。

この販売農家につきましては、税務課への申告が287戸、また法人申請が13戸という形で戸数的には考えております。実際に農家のほうですね、JAにもそうですし、新鮮市等の出荷、その分につきまして農業所得の申告がある方という形で考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

少林議員。

- 少林議員** よく分からないのでお聞きします。この予算の積算根拠というのはどうしてだろうか、その300戸が、これ減農薬栽培をすると宣言されるわけですかね。これだけの方がするという、もう既にしているのでしょうか。
- 原田議長** 吉村農林課長。
- 吉村農林課長** まず化学肥料の2割の低減の取組を行うという方を対象としております。その分につきましては、先ほども言いましたが土壌診断とか生育診断また堆肥の利用ですね、新たに堆肥を利用、今以上に堆肥を利用とかですね、局所的な施肥の利用等でそういう項目を載せてますので、それから2項目選んでいただいて、その分のとおり行いますという申請をしていた方について交付するという形に考えております。
- 原田議長** 少林議員。
- 少林議員** すいません。その300戸、あるいはこの積算根拠のものは必ずそうなるだろうという根拠のもとですか。
- 原田議長** 吉村農林課長。
- 吉村農林課長** 根拠というか、この交付を受けたいという農業者に対してと考えておりますので、農家のほうの選択になると思います。
以上です。
- 原田議長** 嘉喜山議員。
- 嘉喜山議員** 町外から購入する場合ですよね、これは町単の対象にはならないんですよね。それとこの積算根拠の中で、花卉農家というのはどうなるのでしょうか、対象でしょうか。
- 原田議長** 吉村農林課長。
- 吉村農林課長** 対象者につきましては、町内に住所を有する販売農家ですね、それと花卉農家につきましても対象と考えております。
- 原田議長** いいですか。
池田議員。
- 池田議員** さっきのちょっとまた確認なんですけど、要は計算式で表した増加分ですね、増加分の100%は補償するっていうことですね。定数が出たら、トータルでそうなるいう。
- 原田議長** 吉村農林課長。
- 吉村農林課長** 一つですね県の1割補助につきましては、県がこの分につきましては化学肥料の低減というところで5つの選択肢を出しております。この中の1つを選べば1割もらえるという形がありますので、そこについては気をつけていただきたいなどは思っておりますが、回覧の中にそれにつきましてはお示しをさせていただいております。合わせて基本的には100%と、10割という形を想定しております。
- 原田議長** ほかに、
池田議員。
- 池田議員** さっき金繁議員からの質問で、この対象者というところで、結構農協のほうに個人で菜園されとる方も誤解をして、もらえるんやろうかというような話があるらしい、JAのほうはJAに出荷してもろたら、もらう人にはもろたら支給があります、補助がありますという回答しよるらしいんですけど、その辺をもうちょっと告知というか、周知させていただいたらいいます。
- 原田議長** 吉村農林課長。
- 吉村農林課長** JAにつきましては、JA自体が規定を決めとると思うのですが、再度その中でまた聞き取りをさせていただいて、どういう形なのかというのをまた本議会で御用意させていただこうとは思っています。
以上です。
- 原田議長** ほかに。

金繁議員。

○金繁議員 今の関連で、告知なんですけれども、どのようにされる予定でしょうか。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 告知につきましては、現在基本的には国の肥料高騰対策事業のお知らせとして、今、回覧を回しております。今回11月回覧に向けて、また回覧また箇所箇所への広告配布、またホームページでの部分をさせていただこうとは思っています。

また申請期間として、秋肥が県のほうが11月25日になってますが、その分につきましては対応、出してこられる対応という形はまた延ばす方法も考えないといけないのかなとは考えてますが、国のほうに出していただいた方がその町も対応できるというのがありますので、そこについてはまたお声をかけるなり、そういう形で多くの方への支援をさせていただこうとは考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 ぜひ丁寧をお願いします。回覧でということなんですけど、なかなか紙だけでは、私たち、今、口頭で聞いても分かりにくいので、紙プラスできれば例えばJAはもちろんですけど、MICとか新鮮市とか、そういう生産者が集まるようなところに直接代表の方だけでも集めてお話しするとかいう説明も、ぜひできましたらお願いできたらと思います。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 なかなか代表と言われるのが、大体農協であれば部会等があるのですが、ほかの一般の農家の方、代表というのがなかなか難しいと思います。そこについては、重々そのように緑新鮮市またMIC等の御協力を得て掲示をさせていただいた中で、町への問合せという形でやらせていただいたらなと思います。また皆さん集めるとなると、なかなかどういう方にとか、そういうところから始まりますので時期がまた延びてしまいますんで、できる限りそういうところを掲示をした中で、町への問合せというところを重視させていただきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 農業者の人全員を集めるんじゃなくて、代表の方1名とか理事の方とか少数であるわけですよ。そういう方には最低限しっかりと理解してもらわないとそこから広がらないので、紙ではなかなか理解できません。逆に行政のほうも仕事を少なくすることができると思うんですよ、その後問合せを少なくできるという意味では、ぜひ御検討いただけたらと思います。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 先ほど理事とか代表者の方というのはですね、大体代表おいとくのが基本的には農協の部会になると思います、JAの部会。ほかの一般の農家のほうですね、少し小さい農家さんとかそういう方については、誰が代表でというのがちょっとうち把握はできてないところがあります。その代表と言われると、もう農協の部会の方が基本にはなると思いますんで、そういう形であれば農協のほうは充実した広報等がJA自体でやっとならぬと思いますので、その辺は緑新鮮市とかいろいろとMICとか、そういうところでポスターをつくらせていただいて、それでまた掲示のお願いをしようとは考えております。

○原田議長 ほかにありませんか。

鷹野議員。

○鷹野議員 要は農業所得者に対する援助というあれでよろしいんでしょうか。例えば今さっきから出よるそのMICとか新鮮市とかに出すというても、もう所得としてあげずに、日銭やないけどやりよる方が農業者というふうに言えるのかどうかという、その確認をお願いします。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 先ほど説明したように、税務課のほうで農業所得として申告している方と、あと法人の方と考えております。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、肥料高騰対策支援事業についてを終わります。

続いて5番、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業についての報告を求めます。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 続きまして、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業につきまして御説明いたします。資料5をお願いいたします。

1の目的は、配合飼料価格の高騰を受け、影響を受ける県内畜産農家の飼料コスト低減や収益確保に資する取組を愛媛県及び愛南町で支援することで畜産農家の経営意欲を高め、本町における畜産基盤の存続と安定供給の維持をすることを事業目的としております。

2の対象者は、肉牛農家4戸、肉用鶏農家2戸、養豚農家1戸の畜産農家7事業体を想定しております。

3の事業内容は、飼料コスト低減や生産性向上などの収益確保に向けた取組の実施により、経営体質の改善を行う畜産農家、及び愛媛県の補助要件でもあります配合飼料価格安定制度加入農家に対しまして取組推進費を交付することとしております。

4の予算の積算根拠は、まず愛媛県畜産配合飼料価格高騰対策支援事業補助金・県補助事業としまして、推計農家高騰価格の差額の1トン当たり1万1,163円に対し、3分の1に当たる3,700円を愛媛県支援額とし、また3分の1に当たる3,700円を愛南町支援額とした、合計3分の2、7,400円を1トン当たり支援することと予定しております。そのため、配合飼料価格安定制度加入農家5事業体の購入予定は2億48トンに対し、183万6,000円の補正予算の上程予定としております。

次に、愛南町畜産配合飼料価格高騰対策事業支援事業補助金、町単独事業としまして、推計農家高騰価格の差額の1トン当たり1万1,116円に対し、3分の1に当たる3,700円を愛南町支援額とし、1トン当たり支援することと予定しております。このため、配合飼料価格安定制度未加入農家2事業体の購入予定10トンに対し、3万7,000円の補正予算の上程予定としております。また町支出分は、新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金を財源に充てる予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 4の予算の積算根拠の町単事業のほうなんですけど、この2事業体については、県の要綱の事業内容の1から5まであるわけなんですけど、もう1が該当しないということだけですかね。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 町単独につきましては、配合飼料価格安定制度の未加入者というところの差になると思います。県のほうが、県単独事業につきましては加入者を限定としておりますので。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これも対象者のこの畜産農家の定義、7事業体ということなんですけどお願いします。これも先ほどと同じですか、定義をお願いします。

○原田議長 吉村農林課長。

- 吉村農林課長 定義につきましては、これも畜産販売農家と考えております。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 販売農家とは、です。先ほどと同じように、税務の申請がある人・法人、申請のある人ということになるんですかね、畜産においても。
- 原田議長 吉村農林課長。
- 吉村農林課長 実際に畜産での経営、販売経営の実績のある方と考えております。税務課のほうで、その分が出て申告のある方とは思っております。
- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 ちょっと今の吉村課長の説明です、ちょっとあやふやな感じがしたんですけど失礼ながら、思いますとか、実績があるとか、実績はじゃあどういうふうに判断されるのか、先ほど明確には聞こえないんですけど、明快にお願いします。
- 原田議長 吉村農林課長。
- 吉村農林課長 税務申告のある畜産農家です。
- 原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 原田議長 ほかにないようですので、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業についてを終わります。続いて6番、漁業用燃油及び養殖用配合飼料高騰対策についての報告を求めます。長田水産課長。
- 長田水産課長 水産課から、漁業用燃油及び養殖用配合飼料高騰対策について御報告をいたします。資料はございません。
水産課も、ただいま各課が説明があったように、10月の臨時議会で交付金の予算計上を考えておりましたが、現在愛媛県において漁業用燃油と養殖配合飼料の緊急支援事業を検討しており、12月補正に計上予定との情報を得ております。町といたしましても、県と連携し効果的な事業推進を図ることとしており、上乘せ補助等の緊急対策事業を12月補正で計上したいと考えております。
以上、水産課から、漁業用燃油及び養殖用配合飼料高騰対策についての御報告とさせていただきます。
- 原田議長 説明が終わりました。
資料がないんですが、質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 原田議長 ないようですので、漁業用燃油及び養殖用配合飼料高騰対策についてを終わります。続いて7番、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況についての報告を求めます。清水企画財政課長。
- 清水企画財政課長 企画財政課から、資料6に沿って、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況について説明いたします。
まず1、9月補正までの交付金充当事業についてですが、別紙1を添付しておりますけれども、22事業に3億1,694万5,000円を充当しております。
続きまして2でございます、今回の補正予算(第4号)の計上状況となります。こちらは別紙2を添付しております。先ほどから関係課が説明いたしました4事業に、9,697万6,000円を充当しております。なお、保健福祉課が説明いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は別の補助事業となっておりますので、これには含まれておりません。結果的に交付金限度額に対する充当状況は3のとおりとなります。
先月国から交付金の追加が示されたところですが、追加分を含めた交付金限度額は①の4億1,729万4,000円でありまして、今回の補正予算までの充当額は②の4億1,392

万1,000円です。よって、差し引き③の今後の充当可能額は337万4,000円になります。

4の今後の予定ですが、充当可能額の337万4,000円と、今後各事業の進捗によって生じる充当剰余額により、先ほど水産課が説明した支援事業などを12月補正で計上する予定となっています。なお、臨時議会での予算議決後、現段階での交付金の使途状況として別紙1にまとめた事業一覧をホームページで公表する予定としています。

以上、企画財政課からの説明とします。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます、質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 詳しい説明ありがとうございます。別紙の1なんですけど、これ事業完了年月の予定が延ばされたものとかあるんじゃないですかね、例えばとくとくキャンペーンとか。11月まで延びてたりすると思うんですけど、そういうものも訂正されてからホームページ掲載されますよね、という確認です。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 改めて再確認させていただきます。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

少林議員。

○少林議員 トイレの改修というのが幾つかあるんですが、どういうレベルの水洗で、1つに何個分ぐらい変えるのかは今わかりませんか。

○原田議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 工事の規模についてですね、詳しくこの場で説明することはできませんが、飛沫防止の非接触型水洗とか、そういうものを当てたときにこの交付金が充たるものと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況についてを終わります。

続いて8番、マイナンバーカードの申請受付状況等についての報告を求めます。

中田町民課長。

○中田町民課長 町民課から、マイナンバーカードの申請受付状況等について御報告させていただきます。資料7を御覧ください。

マイナンバーカードの申請受付等の現況は、カードの普及促進と地域の消費喚起を図るために行っているプレミアム商品券配布事業や、第2弾マイナポイント事業に伴って、7月から9月末までの3か月間に4,872人の方がカードの申請手続きを行っており、7月以降の交付率の伸びは県内自治体の中でも突出しております。9月末時点の申請件数は1万4,316件、交付率は51.68%で、申請件数をもとに算定した場合の交付率は71.39%となります。

今回、国のマイナポイント事業の申請期限が延長されたことを受け、本町のプレミアム商品券事業においても9月末としていた申請期限を10月末まで延長しましたので、引き続き日曜臨時窓口を開設するなど交付体制を整えて、カードの普及促進を図っていきたいと考えております。

町民課からの報告は以上になります。

○原田議長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 非常に窓口を開設した成果が出て、県平均よりもマイナンバーカードが普及しているというのは本日の資料にありますけれども、マイナポイントの申請についても、同じように現在窓口を開設して高齢者への支援サービスを行っておって、非常に高齢者の方助かっていると思います。このマイナポイントの申請状況について、町はある程度合わせて把握しとるのかどうか、お伺いいたします。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。マイナポイントの申請手続きについては、町のほうでは把握はできておりません。希望される方へのサポートということで、中には希望されない方も少なからずいらっしゃるのではないかなと思っております。

以上です。

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 まずはマイナンバーカードの申請に来るわけですが、そのときにできるだけマイナポイントのほうの申請についても、都度やはり声かけをしていただきたいと思います。2万円のポイントがつくわけで、それが使えなくてもフジのエフカのほうに変えますよということもあるので、そういうことも合わせて話していただければ、またマイナポイントの申請をしようという方も増えてきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○原田議長 立花総務課長。

○立花総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。今、尾崎議員が言われましたように、町民課を筆頭に各支所も含めまして、交付を行う際にマイナポイントという制度を説明させていただいて、ほぼイコールの方がサポートをさせていただいている状況でございます。

以上です。

○原田議長 吉田議員。

○吉田議員 一つ、大洲市が非常に県の中で高いんですけども、こういうベンチマークは愛南町のほうされてるんでしょうか。プレミアム商品券つけた割には、私としてはまだまだ伸び率が弱いんじゃないかなという気がするんですけども、それについてちょっとお聞かせください。

○原田議長 中田町民課長。

○中田町民課長 お答えいたします。大洲市ですけども、下の参考資料のところに66.69%ということで交付率を明示させていただいております。実は大洲市さんもですね、本町が今行っております商品券、これを過去に以前配布しておりまして、その影響を受けて県内では一番高い交付率となったものであります。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 町民課の皆さんが主体となって相当頑張られて、普及も大分進んでると思うんですが、これ年代別とか地区別に分析はされてますか、この申請の手続に。もう多分年代別で空白になっている年代があるんじゃないかなというような予想もされますし、地区別でどうなのかなという、もうあと10月末までなんで、多分期間ももう少ないと思うんで、重点的にそういう地区とか年代にアプローチするような形は考えていらっしゃいますか。

○原田議長 中田町民課長。

○中田町民課長 お答えいたします。年代別ですね、どの年齢層がカードを申請した方が多いか少ないかという統計的なものは取っておりません。ただ地区別、これ旧5か町村の中での肌感覚的な感想にはなるわけですけども、少ない地域というのは当然でございます。先ほど申した肌感覚で言えば、内海地域が比較的交付率は少ない状況なんだろうと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、8番のマイナンバーカードの申請受付状況等についてを終わります。

吉村農林課長。

○吉村農林課長 すいません、先ほどの畜産配合飼料価格高騰対策支援事業についての訂正をさせていただきます。

先ほど金繁議員より質問がありました対象者についてなんですが、農業所得者という回答をしとったところなんですが、今、確認をしたところ、7事業体という話でさせていただきましたが、農業所得者として税の申告をしてない方がおられますので、その方については再度確認をさせていただいた上、また御説明をさせていただいたらとは思いますが。

実際に養鶏農家におきましても、農業所得じゃなくて飲食の申告の方もおられますので、その方なんかは実際には今県が要件としております配合飼料価格安定制度の加入者ですので、その方は対象とはなると思っています。その代わり、未加入者については再度町のほうで確認をさせてもらった上で、説明をさせていただいたらは思っております。

○原田議長 いいですかね。

ほかにありませんか。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼ます。この場をおかりしまして、私のほうから1点ちょっと御報告をさせていただきます。

10月17日予定の臨時議会におきましては、提案予定の事業案件が限られていますことから、説明員の出席につきましては、関係課長のみの出席とさせていただければというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○原田議長 今、総務課長より提案がありましたが、それで構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 じゃあそのように決定いたします。

執行部は退席をお願いいたします。

鷹野議員。

○鷹野議員 今コロナの感染者数、宇和島保健所管区でトータルで出とるやないですか。あれは毎日愛南町何人という報告はあるんでしょうか。

○原田議長 木原副町長。

○木原副町長 お答えをいたします。もう宇和島保健所管内になってからは、愛南町への報告はありません。

○原田議長 いいですかね。

山下議員、遅れる場合は前もって連絡をしてください。

暫時休憩します。

(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて議会協議に入ります。先日の議会報告会、皆さん大変お疲れさまでございました。その反省会といいますか、ちょっと報告会について皆さんの御意見を伺いたいと思います。

まず議会報告会の参加者数とそして全体の流れなんですが、事務局よりちょっとこれ説明お願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。議会資料1を御覧ください。そちらのほうに、当日のレジュメをもとに時間等を書き加えてございます。参加者数につきましては59名、議員と事

務局と合わせましたら78名ということになります。そして開催時間なんですけども、まず議会の活動状況報告が15分、町民と議員で議会を語る議員フォーラムこれが41分、そして意見交換が72分ということで、全体で2時間35分の開催となっております。

資料の裏面を御覧ください。これまでの議会報告会の実施状況をまとめているんですけども、今まで最長が平成30年の2時間12分でしたけども、今年が2時間35分ということで、過去最長ということになっております。

以上です。

○原田議長 今、議会報告会の参加者数、流れについて説明がありましたが、何かこれについて御意見ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、続いて2番の報告会での意見について。これは皆さんタブレットにも掲載しておりますので、一応目は通していただいていることと思います。この意見、結構皆さん今回は付箋に書いていただいて、ほとんど全員の方が御意見を書いていただいたのではないかと思います。一応一覧表いいますか、出ております。これについて御意見を伺いたいと思いますが、この中には執行部に対しての意見というのが結構あると思いますので、この執行部に対して報告をせんといけませんので、今回は皆さんから執行部に対していただいた意見は全て執行部に提出はしたんですが、今回この意見の中から執行部に対する意見というのを拾い出して、それを執行部に報告せんといけんのですがどうでしょうか。前回と同じように全て執行部に報告するのか、それとも要約して執行部に対して報告するのか、どうでしょうか、どちらかになると思うんですが。

石川議員。

○石川議員 執行部もそうなんですけど、いただいた意見をですね、これどういうふうに進めるのが僕が一番問題じゃないかなというふうに思ってまして、執行部のほうはもう丸めずに、そのままこういう御意見がありましたよということで報告すればいいとは思いますが、議会に対していただいた質問についてどういうふうに進めるのがいいのか。

○原田議長 まずその執行部に対してどのように報告するか、今、石川議員のほうから、前回と一緒に全て執行部に報告したらどうぞという意見があったんですが、ほかに何か御意見ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 これまでは全部執行部に渡すということだったんですけども、せっかく先生も来てくださって、議会と町民との関係を再構築するというところで愛媛新聞にも書いていただいたように、やっぱりちょっと私たちも町民に寄り添う議会として変わるというところを出していかないといけないと思います。

提案なんですけれども、私たちでこの町政に関する意見をピックアップして、それについて議会としてそれについてどういう意見なのか、これは町民と同じ意見で、もっとこうしてくださいよという意見を付して出すのか、私はそうしたほうがいいと思うんですけども、右から左に渡すだけではどうなのかなと思います。逆に町政に対して、いやこれは町民からこういう意見が上がってるけれども議会としてはこういうふうを考えます、必ずしもこの意見とは同じとは考えませんという意見などもあると思いますので、やっぱり私たちなりの判断、意思というのをつくったほうがいいのではないかと、その上で執行部に渡すということをしたほうがいいのではないかと思います。

○原田議長 今、金繁議員のほうからそういった提案がありましたが、この件に対して御意見ございませんか。

本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、私のほうから補足で説明をさせていただきます。議会資料の2の中

で、備考欄に要回答と書いてるものがございます。これはですね、土山先生のほうから、これについては議会として報告したほうがいいんじゃないでしょうか、と言われたものについて、そういった記述をさせていただいているということで理解していただきたいと思います。

以上です。

○原田議長 今、事務局長より説明がありました。これ土山先生からの意見といたしますか、これは回答したほうがいいんじゃないかというふうに指摘のあった意見なんですが、この要回答とある備考の欄にある要回答、この意見についてはやはり執行部にはどうしても報告すべきではないかということなんですが。これは報告をせんといけんと思いますので、あとの執行部に対しての意見について、我々議員の間でも協議をするのかしないのか、どうでしょうかね。もうこのままそっくり前回と同じように執行部に対して出すのか、ほかの皆さんほかに意見。

石川議員。

○石川議員 私はもうこのまま素直に出して、執行部から回答が出るはずなので、執行部の考え方と議会の考え方を併記して回答するというような、要回答の部分についてはそうしたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。前段階で論議するというのも、金繁議員の言われる意見もあるんですけど、私は回答が出てからのほうがいいんじゃないかなという気がしてるんですが。

○原田議長 ただいま石川議員のほうから、回答を待って我々で協議したらどうかという意見なんですが、ほかに何か御意見ございませんか。

山下議員。

○山下議員 これ緑が理事者で、桃が議会で、黄色がその他でしょう。

○原田議長 一応そのように分けて。

○山下議員 そやろ、一応ちょっと確認で。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 緑がですね、これは土山先生に対する質問です、質問とか意見です。桃色が議会に対するもの、そして黄色がその他になります。

以上です。

○山下議員 これ土山先生の要回答というのは、議会に対する質問に対する中でピックアップして要回答でしょう、これ。これは回答したほうがいいと。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 土山先生のお考えになるんですけども、議会として回答はしたほうがいいんじゃないでしょうかということだったと思います。

以上です。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 議会は土山先生の考えと、議会それぞれの中でピックアップして回答したらいいんで、最初の土山先生に対する質問というか理事者やったね、それはやっぱりもう全部全て理事者側に送ったらいいんじゃないですか。理事者側が一応どこどこどこが回答すると、それか全て回答するかも分からんし、議会でピックアップして送るとするのはちょっとなかなか難しいと思います。

○原田議長 執行部に対して報告する場合に、我々議員の中でそれについて協議をするのかしないのか、先ほど石川議員は執行部の回答を待って、その回答について我々で協議したほうがいいんじゃないかという意見なんですよ。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 それもいいじゃないですか、私それでいいと思います。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 石川議員がおっしゃったのは、このまま執行部には渡しながらもその要回答と、これ

は議会の中で話し合ったほうがいいんじゃないかと土山先生が示していることについては、議会の中で話したほうがいいってことですよね、だそうです。私もそれに賛成です。

○山下議員 私もそれですよ、それがいいんじゃないかと。

○原田議長 じゃあこの要回答というのは、もう前もって議会で協議をすると、それでいいですかね。

石川議員。

○石川議員 ちょっと今私の意見は、執行部から回答をもらって、その要回答の部分を。それでそれをたたき台にして、議会の中で議会としてはこうですよということを併記して回答すればいいんじゃないですかということです、前もってじゃなくて。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 議会に対する質問なんで、執行部が議会に対する質問を先に言うことはできんやろこれは。この黄色は議会に対する質問やけん、そやないの。

(発言する者あり)

○原田議長 尾崎議員。

○尾崎議員 緑については、もうこれ土山先生に対しての町民からの質問なので、これはもうこのまま残しとったらええと思うんです。我々が協議するのは桃色、議会に対するもの、これに対する中の要解答というところについて全員協議会で協議したらええと思います。黄色については、要回答を見るとこれは明らかに執行部に対する内容となっておりますので、これは執行部に回答を回したらいいんじゃないですかと私は捉えたんですけど。

○原田議長 今、尾崎議員が言ったように、議会に対しての要回答は当然議会で協議せんといけんで、それは議会のほうでやります。あとの執行部に対しての意見ですよ、それを回答を待って議会で取り上げるのか、それともそれも前もって執行部に出す前に我々で一応協議をするのかというところなんです。

石川議員。

○石川議員 黄色の部分というのは、議員に対する質問も内容も含まれておるんで、これ選別しないといけないんじゃないかなというふうに思ってます。だから執行部は執行部で黄色の部分なんですけど、黄色のポスト・イットに書かれた議員に対する要望というのも質問も入っていると、例えば78とか68、整理番号で言うと。この辺りは議員へと書いとるんですけど黄色のポスト・イットに書いてるんで、内容でやっぱり仕分けをしないといかんのかなと。ばらばらになってます。

○原田議長 それでは1回またこれ事務局とちょっと何か精査して分けてみます。色分けしてみますので、またそれからということでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 じゃあそういつて議会としては執行部に報告をすると、前回と一緒にように。

続いて3のアンケート結果なんですけど、3のアンケート結果を一応目を通していただいとると思います。この結果から何か御意見ございませんか。アンケート結果。

石川議員。

○石川議員 終わった後でこれ見て気づいたんですけど、よかったとちょうどよかったと、あとは来たい来ないとかいう形で、イエス・ノーの設問になってしまって、どちらかといえば来たいとか、どちらかといえば来たくないとか、間に入るような設問がなかったので答えにくかった部分もあったんじゃないかなというような気はしてます。

○原田議長 ほかに御意見ありませんか。

このアンケート結果も、次からまたこの意見を参考にして報告会に活かしていきたいと思えます。

金繁議員。

○**金繁議員** アンケートの中でもいろんな御意見いただいています、先ほども意見たくさんいただいているんですが、これ事務局のほうと議長のほうで色分けして、選別していただけるということ、すいません本来なら議会でやったほうが良いとは思いますが。その後ですね、いつ頃までに町民に回答するものは回答するのかっていうこと、大体のスケジュールを決めとったほうが良いかなと思うんですね、私たちも北海道へ行くし、時間が過ぎてしまい過ぎると町民の方も私たちもまた忘れてしまう可能性もあるので、大体いつまでにしましょうということを決めませんか。

1回その色分けしたものを、例えばかなり時間をかけて検討しないといけないものもあると思うんですね。そういうものはまたおいて別の場でやりましょうとか、すぐに答えられるものは、先生がちらっとおっしゃってましたけど、報告会をした会場にそのいろんな質問、御意見の回答を貼り出すというやり方がありますとおっしゃって、なるほどいいなと思ったんですけど、そういう貼り出しをできれば、早く答えられるものは答えたほうが良いのかなと思うんですね。その方法ですね、貼り出しだけでいいのか、ホームページに載せるのかとか、大体のスケジュールを決めてはいかがでしょうか、決めませんか。

○**原田議長** これはなるべく早いうちにやらんといけんので、時期的にどんなもんかね。
本多事務局長。

○**本多事務局長** 今スケジュールのお話が出ましたので、1点確認をさせていただきたいと思えます。議会報告会について、この議員派遣という形で議決を経て行ってる事業なので、12月定例議会の中で議会報告会についてその報告書をまとめて報告する必要があります。なので今のよう形で、この中の意見について今後話し合っていくということでしたら、その議会報告会の報告の中にはそんな結果についてはちょっと盛り込むことが難しいかもしれないので、1点確認がですね、議会報告会の報告とはまた別のスケジュールでそれについては行っていただくということよろしいでしょうか。議会報告会の報告文書については、また私たちのほうでまとめたものが別途また確認をしていただくということについて、1点確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○**原田議長** 今、事務局長より説明がありましたが、それでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○**原田議長** その方向でじゃあいきますので。

続いて4番のその他、ほかに議会報告会の運営で何か気づいたことがあれば言っていただきたいんですが、何かこうしたらよかったのにとということがあったら。

少林議員。

○**少林議員** 特に準備、会場等はもうみんなで協力し合ってたできたと思っておりますが、この来た方のいろんなのを分析するだけじゃなくて、私たち議員は今回新しいやり方をやってみてどう捉えているかというのを、意見をきちんと総括するのが、それぞれの人が大事じゃないかなと思うんです。何がよかって何が今後改善すべきとか課題なのかというのを。済んだ後、ここにはなかなか書ききれませんでしたっていう人が、急に言われても書けませんでしたっていう人が結構たくさん反響があったんですが、賛否本当に両論でした。だから私たちがどう捉えるかっていうのは大事じゃないかと思えます。少なくとも変わろうとしたという点に対しては、非常に皆さん肯定的でした。

以上です。

○**原田議長** その点につきましては、今後またいろいろ色分けして取りまとめた結果をまた皆さんに報告しますので、その際にまた皆さんのそういった意見を伺いたいと思えます。

あと何か時間が持て余したという意見があったように思うんですね、準備時間結構早く終わって、もうちょっと集合時間遅くしたらよかったのにと意見もあったように思ったんです

が、皆さんどうですかねその点は。次回のために皆さんの意見を聞きたいんですが。

尾崎議員。

○尾崎議員 開始と終わりの時間を事前に示しよったんですね。当然準備については思ったよりも皆さんが協力してスムーズにできる。けどある程度余裕を持ってということで今回やったんですけど、余裕がちょっとできすぎた部分もあるので、もう少し短縮してもええかなと思うんですが。それでその最後の終わりの時間を8時半ということで明記しておりました。ここは絶対守らなければならない部分で、当日時間はいつでもいいよと、幾らでもいいよという方もおまして8時半が9時になったわけですけども、会場に来られた方はほとんど3分の1ぐらいですか、9時には途中で帰られた方もおりますので、1つのルールとして8時半までと示したからには、それを目指してその時間になればきちんとやめることを今後は徹底する必要があるかと思います。

○原田議長 時間厳守という、今、御意見なんですが、皆さんどうでしょうか。確かに途中で退席された方も結構おられたと思います。

少林議員。

○少林議員 確かにそのとおりでと思います。だからその時間を厳守するためには、今回どこをどうすべきだったかというまた次の反省につながると思います。

○原田議長 分かりました。またそれは反省材料として、次回に生かしたいと思います。

金繁議員。

○金繁議員 今回若い人も来てくださって、とてもよかったと思います。アンケートの結果で、一番関心のある課題として子育て環境が一番ということで、これ今後議会でも何らかの形で取り組んでいけたらと思うんですけど、今回終わった後にもっと議員さんと直接意見交換がなかったと、先生のコーディネートで非常によく新しい知識も得られたしよかった一方で、意見交換もしたかったというお声もたくさんいただいています。今までもいろいろ話し合ってきましたテーマごとの意見交換会、子育て世代との座談会みたいなものを今後考えるとかできたらいいなと思ひまして、また土山先生に御相談していただけたらと思うんですけどどうでしょうね。

○原田議長 確かに今後はまたそれぞれテーマごととか産業別とか、いろいろやり方もあろうかと思ひますので、また皆さんで協議をしながら前向きにこの議会報告会を進めていきたいと思ひます。

ほかに御意見ありませんか。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 あと1点、議会の図書コーナーなんですけど、土山先生が議員のほうにぱっと振り向かれて「図書室公開されてますよね」って言われて、「はい」とどなたかが答えたと思うんですけど、あれどうでしょうか非公開ですよ、公開にしますか。

○原田議長 この図書室の件ですか。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会図書室については図書室条例というのがあって、一般の方にも開放というか実際閲覧は可能になってます。ただどうしても一般の図書室のように開放はしてませんので、どうしても私どもの管理下に管理しなくちゃいけませんから、それで閲覧が終わったときは実際問題としては事務局のほうに来ていただいて、職員が同席のもと図書のほうということになるかと思ひます。

以上です。

○金繁議長 開放可能ということですね。

○原田議長 そういうことです。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、2番のその他に移ります。

この13時30分よりハラスメント研修がございます。これは大研修室で行います。

続いて議会運営委員会の開催について、議運の委員長、ちょっとお願いします。今度の議運の開催についてを。

山下議員。

○山下議員 議運は17日の9時から行いますので、委員の方よろしくお願ひいたします。

○原田議長 今度の臨時会は、補正予算1件のために当日9時開催、議運が9時開催で、朝礼は9時半を予定しております。よろしくお願ひします。

以上で終わりたいと思いますが、ほかに何かありませんかね。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 最後に、皆さんにお知らせをさせていただきます。今度、今月の23日、宇和島市の闘牛場におきまして第25回全国闘牛サミット in 宇和島が開催されます。これの参加について御案内がきておりまして、愛南町から参加していただくということでしたら、お席の用意はできるという連絡をいただいておりますので、御興味のある方はこの後また事務局のほうまでお声がけしていただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○原田議長 23日に闘牛大会があるそうです。興味のある方はぜひ御出席をお願いします。

以上で全協を終わります。

お疲れさまでした。

議長